

## 住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
1	令和 5 年 12 月 12 日	三重県総務部に関する住民監査請求 (令和 5 年 12 月 12 日)  三重県体操協会は、三重県の組織ではないが、三重県の県章と酷似したロゴを使用している。県章と酷似したロゴを県の組織ではない組織が使用するの是不適切である。 このため、三重県の県章作成費用を 20 万円と仮定すると、その使用料金をとして、同額の 20 万円を三重県知事は三重県体操協会から徴収すべきである。	総務部